

# 支部名称使用に関する規程

(目的)

**第1条** 本規程は、一般社団法人東京建設業協会の支部の名称使用に関する事項を定めることを目的とする。

(名称の制限)

**第2条** 本会の支部として活動するにあたっては、「東京建設業協会 第〇支部」という名称を使用するものとし、一般社団法人という法人格を使用してはならない。

(名称使用許諾事項)

**第3条** 本会の支部として活動できる事項は、本会の定款第4条に記載する事業に限定される。

(名称使用許諾契約書)

**第4条** 本会の支部として活動を行う法人は、その登録時に別紙に定める名称使用許諾契約書の取り交わしを行わなければならない。

(違反行為)

**第5条** 支部が、本規程の定めに反し、許諾事項以外の活動を行ったことにより、本会に損害が生じた場合には、支部は損害を負担しなければならない。

(改 廃)

**第6条** 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。

別紙

名称使用許諾契約書

一般社団法人東京建設業協会（以下「甲」という。）と東京建設業協会第〇支部（以下「乙」という。）は、乙が「支部名称使用に関する規程」に則り、「東京建設業協会 第〇支部」という名称を使用することについて合意する。

なお、本契約の期間は、契約を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲・乙いずれからも別段の意思表示がないときは、さらに1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

平成 年 月 日

(甲) 東京都中央区八丁堀2-5-1  
一般社団法人東京建設業協会  
会 長 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
東京建設業協会 第〇支部  
支部長 ○ ○ ○ ○ 印